

令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯に対する臨時支援給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯に対する臨時支援給付金（1世帯あたり10万円）は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した住民税非課税世帯等を支援する給付金です。
- すでに令和5年度坂戸市住民税非課税世帯臨時支援給付金（7万円/1世帯）または令和5年度坂戸市住民税均等割のみ課税世帯臨時支援給付金（10万円/1世帯）の対象となった世帯は、支給対象になりません。

給付金の支給額

1世帯あたり
10万円

支給対象

令和6年6月3日現在で、坂戸市の住民基本台帳に記録されており、世帯全員が「**令和6年度住民税非課税者及び住民税均等割のみ課税者**」で構成される世帯

※住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は支給対象外

手続きの有無

支給対象世帯のうち、

次の①②の両方を満たす世帯

- ①世帯主の方に公金受取口座または市が保有する口座情報がある世帯
- ②世帯全員が令和6年1月1日以前から坂戸市の住民基本台帳に記録されている世帯、もしくは令和6年1月2日以降に転入された世帯または転入者がいる世帯のうち、市が世帯全員の課税情報を確認することができた世帯

左記以外の世帯

手続きは不要です

坂戸市から振込口座、振込日等が記載された通知が届きます

詳しくは裏面「I」へ

手続きが必要です

坂戸市から「確認書」が届きます（**要返信**）

詳しくは裏面「II」へ

支給手続き等の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 次の①②の両方を満たす世帯

- ①世帯主の方に公金受取口座または児童手当等の市が保有する口座情報がある世帯
- ②世帯全員が令和6年1月1日以前から坂戸市の住民基本台帳に登録されている世帯、もしくは令和6年1月2日以降に転入された世帯または転入者がいる世帯のうち、市が世帯全員の課税情報を確認することができた世帯

- 坂戸市から振込口座、振込日等が記載された通知が届きます。
※振込口座は登録された公金受取口座等です。
- 通知に記載されている口座から変更する必要がなければ、手続きなく、給付金が振り込まれます。
- 口座変更、支給辞退を希望する場合は下記お問い合わせ先までご連絡ください。
※口座を変更する場合は、振込日が通知に記載された日より約2週間遅くなります。

II 上記以外の世帯

- 給付金を受け取るには、**手続きが必要**です。
- 対象となる世帯には、坂戸市から、支給内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。
- 中身を確認して、坂戸市に**返信してください**。

【確認事項】

記載された内容に誤りがないかご確認ください。

※口座番号が記載されていない場合や口座変更する場合は通帳の写し等の添付が必要です。

- 坂戸市が確認書を受理した日から約2週間後に給付金が振り込まれます。



給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

坂戸市 福祉部 福祉総務課 給付金係

 **049-283-1331 (内線357)** 受付時間 平日8:30~17:15